

# 社会福祉法人ふじの郷 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふじの郷（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償等（以下「報酬等」という）について定める。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。  
2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員などの外部委員をいう。  
3 報酬等は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。  
1 常勤役員等（週2日以上または月4日以上業務にあたる役員等）については別表1に定める報酬及び交通費を支払うことができる。  
2 非常勤役員等については、報酬を支払はないものとし、法人業務を行う場合に費用を弁償する。

## (理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により費用を弁償することができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の費用は支払わないものとする。  
2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により費用を弁償することができる。  
3 評議員選任・解任委員会委員が選任・解任委員会に出席したときは、別表2により費用を弁償することができる。  
4 常勤役員については、別表2の費用は支払わない。

## (役員の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3により費用を弁償することができる。

## (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により費用を弁償することができる。

なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の費用はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表3または別表4により報酬を支払い又は費用を弁償をすることができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のために出張する場合は、別表5により費用を弁償することができる。

- 2 出張旅費は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等は、原則毎月末に本人名義の銀行口座に振り込む。

- 2 法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払う。
- 3 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

(改正)

第10条 本規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることができる。

付則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交 通 費
常勤役員報酬	100,000円	職員通勤手当相当

別表 2

名 称	日 当	交 通 費
理事会出席旅費	2,000円	交通費実費
評議員会出席旅費	2,000円	交通費実費

別表 3

名 称	日 当	交 通 費
理事長業務旅費日当	2,500円	交通費実費
理事業務旅費日当	2,500円	交通費実費
監事業務旅費日当	2,500円	交通費実費

別表 4

名 称	報 酬	
会計監査業務	50,000円	

別表 5

日 当	交 通 費	宿 泊 費	そ の 他
2,500円	実 費	実 費	実 費

職員旅費規定に準ずる

- 交通費実費
- ① 公共交通機関利用の場合は、その実費
  - ② 私有車利用の場合は、走行距離×15円